

**4.9GHz帯における  
第5世代移動通信システムの  
普及のための特定基地局の  
開設計画の認定に係る審査結果**

総合通信基盤局  
移動通信課

令和6年12月

令和6年総務省告示第295号（4.9GHz帯における第5世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針。以下「開設指針」という。）に係る特定基地局の開設に関する計画（以下「開設計画」という。）について、令和6年9月30日（火）から同年10月30日（金）までの間、申請受付を行った結果、ソフトバンク株式会社の1者から申請があった。

本申請について、電波法（昭和25年法律第131号）第27条の14第4項及び開設指針第10項第4号の規定により、審査を行う。

申請された開設計画が満たすべき最低限の基準である絶対審査基準に基づき、次のとおり審査を行う。

絶対審査基準 審査結果	
ソフトバンク株式会社	
開設計画が開設計針に照らし適切なものであること。（電波法第27条の14第4項第1号）	
開設計針第2項 特定基地局の範囲に関する事項	
<p>特定基地局の範囲は、次項に規定する周波数を使用する基地局とする。（開設計針第2項）</p> <p><small>※基地局とは、4G基地局（無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号。以下「設備規則」という。）第49条の6の9第1項又は第49条の6の10第1項に規定する技術基準に係る無線設備を使用する基地局及び設備規則第49条の6の9に規定する技術基準に係る無線設備から発射される電波の中継を行う設備規則第49条の6に規定する技術基準に係る無線設備を使用する陸上移動中継局をいう。）及び5G基地局（設備規則第49条の6の12第1項（第1号及び第2号に係る部分に限る。）若しくは第2項（第1号及び第2号に係る部分に限る。）又は第49条の6の13第1項に規定する技術基準に係る無線設備を使用する基地局及び同条に規定する技術基準に係る無線設備から発射される電波の中継を行う設備規則第49条の6に規定する技術基準に係る無線設備を使用する陸上移動中継局をいう。）をいう。（開設計針第1項第14号、第15号及び第16号）</small></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設備規則第49条の6の12に規定する技術基準による無線設備を使用</li> </ul> <p>設備規則第49条の6の12に規定する技術基準に係る無線設備を特定基地局に使用することから、計画は適当と認められる。</p> <p style="text-align: center;"><b>評価：適</b></p>
開設計針第3項 周波数割当計画（令和2年総務省告示第411号）に示される割り当てることが可能である周波数のうち特定基地局に使用させることとする周波数及びその周波数の使用に関する事項	
<p>特定基地局に使用させることとする周波数は、4,900MHzを超え5,000MHz以下の周波数とする。（開設計針第3項）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4,900MHzを超え5,000MHz以下の周波数を希望</li> </ul> <p>4,900MHzを超え5,000MHz以下の周波数を希望していることから、計画は適当と認められる。</p> <p style="text-align: center;"><b>評価：適</b></p>
開設計針第4項 特定基地局の無線設備に係る電波の公平な利用を確保するための措置に関する事項	
<p>1 特定基地局に使用させることとする周波数の幅の上限は、100MHz幅とする。（開設計針第4項第1号）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4,900MHzを超え5,000MHz以下の100MHz幅を希望</li> </ul> <p>100MHz幅の周波数を希望していることから、計画は適当と認められる。</p> <p style="text-align: center;"><b>評価：適</b></p>
<p>2 認定開設者は、既存事業者及び広帯域移動無線アクセスシステム事業者（以下「既存事業者等」という。以下同じ。）以外の者又は他の既存事業者等に対する卸電気通信役務（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第29条第1項第10号に規定する卸電気通信役務をいう。以下同じ。）の提供、電気通信設備（同法第2条第2号に規定する電気</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 接続約款、技術的条件集等の整備を行い、MVNOが利用しやすい環境を整備</li> <li>・ MVNOからの問合せや申込を受け付ける専門の窓口を設置し、受付体制を整備</li> <li>・ 新規及び既存のMNOからの利用要望があった場合には、真摯に協議を実施</li> </ul>

<p>通信設備をいう。以下同じ。)の接続その他の方法による特定基地局の利用を促進しなければならない。(開設指針第4項第2号)</p>	<p>既存事業者等以外の者又は他の既存事業者等に対して、特定基地局の利用を促進するための計画が示されていることから、計画は適当と認められる。</p>
<p><b>評価：適</b></p>	
<p>開設指針第5項 終了促進措置に関する事項</p>	
<p>1 認定開設者は、4,900MHzを超え5,000MHz下の周波数を現に使用している無線局による当該周波数の使用を周波数割当計画に定める日前に終了させるため、この項に定めるところにより、5GHz帯無線アクセスシステムの無線局(電波法施行規則等の一部を改正する省令(令和6年総務省令第89号)による改正前の設備規則第49条の21に規定する5GHz帯無線アクセスシステムの無線局をいう。以下同じ。)を対象とする終了促進措置を実施しなければならない。(開設指針第5項第1号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5GHz帯無線アクセスシステムを対象とする終了促進措置を実施</li> </ul>
<p>2 認定開設者は、前号の規定による終了促進措置の対象となる5GHz帯無線アクセスシステムの無線局の免許人及び登録人並びに5GHz帯無線アクセスシステムの無線局のうち、免許を要しない無線局の無線設備の所有者又は占有者(以下「対象免許人等」という。)との間の合意に基づいて、対象免許人等が5GHz帯無線アクセスシステムの無線局について、第三項第二号に定める日(令和18年3月31日)前に廃止し、かつ、当該無線局以外の無線局を開設又はその他の電気通信手段の使用を開始することを条件として、対象免許人等が当該無線局以外の無線局の運用の開始又はその他の電気通信手段の使用の開始を確保するために必要な範囲において、終了促進措置として無線設備等の取得費用、工事費用等の費用の全部を負担しなければならない。(開設指針第5項第2号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5GHz帯無線アクセスシステムを対象とする終了促進措置計画に従って対象免許人と協議した結果合意した費用の全部を負担</li> </ul>
<p>3① 認定日から6月以内に、終了促進措置の実施の概要(略)を対象免許人等に周知させるための措置を開始すること。(開設指針第5項第4号(一))</p> <p>3② 認定日から6月以内に、終了促進措置の実施手順を5GHz帯無線アクセスシステムの</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定日から6か月以内に対象免許人等に対して終了促進措置の実施の概要の周知を開始</li> <li>・認定日から6か月以内に終了促進措置の実施手順を対象免許人等に対して通知</li> </ul>

<p>無線局の免許人及び登録人に対して通知すること。(開設指針第5項第4号(二))</p> <p>3③ 終了促進措置の実施の概要の周知、実施手順の通知等を行う前に、5GHz帯無線アクセスシステムの無線局の無線設備に係る電波法(以下「法」という。)第38条の25第1項に規定する認証取扱業者及び製造業者又はこれらの者を社員その他の構成員としている法人若しくは団体(以下「製造業者等」という。)との間で、当該事項の実施について協議を行うこと。(開設指針第5項第4号(三))</p> <p>3④ 対象免許人等との間で、当該対象免許人等が行う終了促進措置の内容及びその実施時期並びに終了促進措置に関する費用負担の範囲、方法及び実施時期その他終了促進措置の内容について協議を行うこと。(開設指針第5項第4号(四))</p> <p>3⑤ 対象免許人等から協議の申入れがあった場合には、遅滞なく当該協議を開始すること。(開設指針第5項第4号(五))</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認定後速やかに製造業者等との間で周知・通知の実施について協議を開始</li> <li>・ 対象免許人等との間で、終了促進措置に関する費用負担の範囲、方法及び実施時期その他終了促進措置の内容について協議</li> <li>・ 対象免許人等より協議の申入れがあった場合には直ちに調整</li> </ul>
<p>4① 申請者は、本開設指針の施行の日から認定を受けるまでの間、対象免許人等及び製造業者等に対し、認定開設者が行う第二号に規定する費用の負担に関する協議、調整等を一切行わないこと。(開設指針第5項第5号(一))</p> <p>4② 認定開設者は、認定日から1月以内に、終了促進措置の実施に関する対象免許人等からの問合せに対応するための窓口を設置し、第3項第2号に定める日の前日まで設置すること。(開設指針第5項第5号(二))</p> <p>4③ 認定開設者は、通知をした場合は、その通知の内容をインターネットの利用その他の方法により公表すること。(開設指針第5項第5号(三))</p> <p>4④ 認定開設者は、終了促進措置に関する費用の負担の公正が確保されるよう十分に配慮すること。なお、認定開設者及び対象免許人等は、終了促進措置の実施に関する協議</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開設指針に定められた対象免許人等との事前協議等の禁止に係る規定を遵守</li> <li>・ 認定日から1か月以内に、終了促進措置に関する組織(約5名体制)を社内に立ち上げ、問合せ窓口を設置</li> <li>・ 問合せ窓口は、5GHz帯無線アクセスシステムの終了期限である令和18年(2036年)3月31日まで設置</li> <li>・ ただし、令和18年(2036年)3月31日以降も問い合わせが継続するようであれば、その後も窓口は継続して設置</li> <li>・ インターネット上に専用のウェブサイトを設置した上で、終了促進措置が完了するまで情報発信を継続</li> <li>・ 終了促進措置に関する費用負担の公正が確保されるよう十分に配慮</li> <li>・ 製造業者等に協議への関与に対する対価を支払わないことを遵守</li> </ul>

において、製造業者等が関与する場合には、当該関与に対して製造業者等に対価を支払ってはならないこと。(開設指針第5項第5号(四))

開設指針に定められた終了促進措置を開始するために必要な事項を遵守することとしているため、計画は適当と認められる。

評価：適

開設指針第6項 特定基地局の配置及び開設時期に関する事項

認定開設者は、認定日から起算して12年を経過した日の属する年度末までに、全国における特定基地局の展開率(三次メッシュ(メッシュ内の人口が多い順に全国で1番目から13,250番目までのもの(当該三次メッシュの全ての区域が空港用地端から4.1kmの範囲内にあるものを除く。))のうち、特定基地局(屋内等に設置するものを除く。以下この項において同じ。))が開設されているもの又は特定基地局とその通信の相手方である陸上移動局との間において、第3項第1号の周波数の帯域幅を全て用いた通信が可能となる区域の面積が当該三次メッシュの面積の4分の3を超えるものに限る。)の総数を、三次メッシュ(メッシュ内の人口が多い順に全国で1番目から13,250番目までのもの(当該三次メッシュの全ての区域が空港用地端から4.1kmの範囲内にあるものを除く。))に限る。)の総数で除した値をいう。以下同じ。)が100分の80以上になるように特定基地局を開設しなければならない。(開設指針第6項)

・認定日から起算して12年を経過した日の属する年度末(令和18年度末(2036年度末))の特定基地局の展開率は、次のとおり

総合通信局等	特定基地局の開設数(屋外)	特定基地局の開設数(屋内)	特定基地局の展開率
北海道	1,706局	34局	100.0%
東北	3,299局	69局	100.0%
関東	14,383局	210局	100.0%
信越	1,730局	26局	100.0%
北陸	982局	24局	100.0%
東海	5,657局	180局	100.0%
近畿	7,693局	173局	100.0%
中国	2,538局	62局	100.0%
四国	1,223局	33局	100.0%
九州	4,620局	102局	100.0%
沖縄	356局	0局	100.0%
全国	44,187局	913局	100.0%

認定日から起算して12年を経過した日の属する年度末までに、全国における特定基地局の展開率が80%以上になるように特定基地局を開設することとしていることから、計画は適当と認められる。

評価：適

開設指針第7項 特定基地局の無線設備に係る電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する事項

認定開設者は、特定基地局の無線設備に対し、空間分割多重方式(1の陸上移動局への送信において4以上の空中線を使用するものに限る。)、256値直交振幅変調、設備規則第49条の6の9第1項第1号へに規定するキャリアアグリゲーション技術、SA方式(5G基地局の通信を確保するために高度既設特定基地局と連携しない方式をいう。以下同じ。)の通信を確保するための技術その他の電波の能率的な利用を確保するための技術を用いなければならない。(開設指針第7項)

- ・空間分割多重方式(4×4MIMO)の導入\*
- ・256値直交振幅変調の導入\*
- ・キャリアアグリゲーション技術の導入\*
- ・SA方式の導入\* 等

※いずれもサービス開始当初から導入

特定基地局の無線設備に対して、空間分割多重方式(1の陸上移動局への送信において4以上の空中線を使用するものに限る。)、256値直交振幅変調、設備規則第四十九条の六の九第一項第一号へに規定するキャリアアグリゲーション技術、SA方式の通信を確保するための技術その他の電波の能率的な利用を確保するための技術を用いることとしていることから、計画は適当と認められる。

評価：適

開設指針第8項 特定基地局開設料に関する事項

3 認定開設者は、法第27条の14第8項の規定に基づき、本開設

- ・特定基地局開設料として、1年当たり48億円を納付

<p>指針において認定を受けた開設計画に記載された特定基地局開設料を国に納付しなければならない。(開設指針第8項第3号)</p>	<p>開設計画に記載された特定基地局開設料を納付することとしていることから、計画は適当と認められる。</p>																																									
<p><b>評価：適</b></p>																																										
<p>開設指針第9項 高度既設特定基地局の範囲、配置及び運用開始の時期に関する事項</p>																																										
<p>2 特定基地局の通信を確保するために、高度既設特定基地局と連携して特定基地局を開設する場合には、開設計画において当該高度既設特定基地局の配置及び運用開始の時期を明らかにしなければならない。(開設指針第9項第2号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運用開始日：令和13年（2031年）年3月31日</li> <li>・令和22年度末（2040年度末）の各総合通信局等の管轄区域ごとの高度既設特定基地局の配置は、次のとおり</li> </ul> <table border="1" data-bbox="699 472 1246 909" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">総合通信局等</th> <th colspan="2">高度既設特定基地局</th> </tr> <tr> <th>945MHzを超え 960MHz以下</th> <th>2,150MHzを超え 2,170MHz以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>北海道</td><td>4,024局</td><td>1,534局</td></tr> <tr><td>東北</td><td>6,858局</td><td>2,203局</td></tr> <tr><td>関東</td><td>11,541局</td><td>11,472局</td></tr> <tr><td>信越</td><td>2,673局</td><td>1,395局</td></tr> <tr><td>北陸</td><td>2,044局</td><td>1,308局</td></tr> <tr><td>東海</td><td>7,541局</td><td>6,111局</td></tr> <tr><td>近畿</td><td>7,884局</td><td>7,532局</td></tr> <tr><td>中国</td><td>6,311局</td><td>2,500局</td></tr> <tr><td>四国</td><td>3,000局</td><td>1,159局</td></tr> <tr><td>九州</td><td>7,396局</td><td>4,324局</td></tr> <tr><td>沖縄</td><td>599局</td><td>395局</td></tr> <tr><td>全国</td><td>59,871局</td><td>39,933局</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">高度既設特定基地局の配置及び運用開始の時期を明らかにしているため、計画は適当と認められる。</p> <p style="text-align: center;"><b>評価：適</b></p>	総合通信局等	高度既設特定基地局		945MHzを超え 960MHz以下	2,150MHzを超え 2,170MHz以下	北海道	4,024局	1,534局	東北	6,858局	2,203局	関東	11,541局	11,472局	信越	2,673局	1,395局	北陸	2,044局	1,308局	東海	7,541局	6,111局	近畿	7,884局	7,532局	中国	6,311局	2,500局	四国	3,000局	1,159局	九州	7,396局	4,324局	沖縄	599局	395局	全国	59,871局	39,933局
総合通信局等	高度既設特定基地局																																									
	945MHzを超え 960MHz以下	2,150MHzを超え 2,170MHz以下																																								
北海道	4,024局	1,534局																																								
東北	6,858局	2,203局																																								
関東	11,541局	11,472局																																								
信越	2,673局	1,395局																																								
北陸	2,044局	1,308局																																								
東海	7,541局	6,111局																																								
近畿	7,884局	7,532局																																								
中国	6,311局	2,500局																																								
四国	3,000局	1,159局																																								
九州	7,396局	4,324局																																								
沖縄	599局	395局																																								
全国	59,871局	39,933局																																								
<p>開設指針 別表第二 開設計画の認定の要件</p>																																										
<p>1 既存事業者等以外の者又は他の既存事業者等に対する卸電気通信役務の提供、電気通信設備の接続その他の方法による特定基地局の利用を促進するための計画及びその根拠を有していること。(開設指針 別表第二の1)</p>	<p>(再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・接続約款、技術的条件集等の整備を行い、MVNOが利用しやすい環境を整備</li> <li>・MVNOからの問合せや申込を受け付ける専門の窓口を設置し、受付体制を整備</li> <li>・新規及び既存のMNOからの利用要望があった場合には、真摯に協議を実施</li> </ul> <p style="text-align: center;">既存事業者等以外の者又は他の既存事業者等に対して、特定基地局の利用を促進するための計画を有し、その根拠として具体的な対応策等が示されていることから、計画は適当と認められる。</p> <p style="text-align: center;"><b>評価：適</b></p>																																									
<p>2 本開設指針に係る開設計画に記載された全ての特定基地局について、その円滑な整備のため、設置場所の確保（開設に対する地域住民の合意形成に向けた取組を含む。）、無線設備の調達及び特定基地局の整備に係る工事業者その他の業者との協力体制の確保に関する計画並びにその根拠を有していること。 (開設指針 別表第二の2)</p>	<p><b>1 設置場所の確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開設予定の特定基地局（45,100局）について、原則、自社及びグループ通信会社（Wireless City Planning株式会社）の既設基地局の設置場所（約35万か所）に併設</li> <li>・電力柱への特定基地局の設置</li> <li>・既設基地局設備との設備の共有化を可能な限り実施することで、基地局設置場所の省スペース化、鉄塔補強や鉄柱・支柱の取り替えの抑止を実現</li> <li>・既設基地局の設置場所でカバーできない場合は、新たに設置場所を確保</li> <li>・無線局の開設に対する地域住民への説明や問合せ対応等を実施</li> <li>・コストや技術を勘案し、他事業者やインフラシェアリング事業者とのインフラシェアリングを実施</li> </ul> <p><b>2 無線設備の調達</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」（昭和62年郵政省告示第73号）、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準</li> </ul>																																									

	<p>群（令和5年度版）」及び「IT調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」（平成30年12月10日関係省庁申合せ）に留意</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>既設基地局の無線設備の納入実績があるベンダーを含め、複数ベンダーからの調達</li> </ul> <p><b>3 業者との協力体制</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全国での既存基地局建設の実績があり、各地域にて工事実績のある工事業者との協力関係を維持（開設計画と同等規模の基地局工事実績あり）</li> <li>工事の安全に関する取組の実施</li> </ul> <p>設置場所の確保、無線設備の調達及び特定基地局の整備に係る業者との協力体制の確保に関する計画を有し、その根拠として具体的な対応策等が示されていることから、計画は適当と認められる。</p> <p style="text-align: center;"><b>評価：適</b></p>																																																				
<p>3 認定日から起算して12年を経過した日の属する年度末までに、全国における特定基地局の展開率が100分の80以上になるように特定基地局（屋内等に設置するものを除く。）を開設する計画を有していること。（開設指針 別表第二の3）</p>	<p>（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>認定日から起算して12年を経過した日の属する年度末（令和18年度末（2036年度末））の特定基地局の展開率は、次のとおり</li> </ul> <table border="1" data-bbox="603 801 1337 1249"> <thead> <tr> <th>総合通信局等</th> <th>特定基地局の開設数（屋外）</th> <th>特定基地局の開設数（屋内）</th> <th>特定基地局の展開率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>北海道</td><td>1,706局</td><td>34局</td><td>100.0%</td></tr> <tr><td>東北</td><td>3,299局</td><td>69局</td><td>100.0%</td></tr> <tr><td>関東</td><td>14,383局</td><td>210局</td><td>100.0%</td></tr> <tr><td>信越</td><td>1,730局</td><td>26局</td><td>100.0%</td></tr> <tr><td>北陸</td><td>982局</td><td>24局</td><td>100.0%</td></tr> <tr><td>東海</td><td>5,657局</td><td>180局</td><td>100.0%</td></tr> <tr><td>近畿</td><td>7,693局</td><td>173局</td><td>100.0%</td></tr> <tr><td>中国</td><td>2,538局</td><td>62局</td><td>100.0%</td></tr> <tr><td>四国</td><td>1,223局</td><td>33局</td><td>100.0%</td></tr> <tr><td>九州</td><td>4,620局</td><td>102局</td><td>100.0%</td></tr> <tr><td>沖縄</td><td>356局</td><td>0局</td><td>100.0%</td></tr> <tr><td>全国</td><td>44,187局</td><td>913局</td><td>100.0%</td></tr> </tbody> </table> <p>認定日から起算して12年を経過した日の属する年度末までに、全国における展開率が80%以上になるように特定基地局を開設することとしていることから、計画は適当と認められる。</p> <p style="text-align: center;"><b>評価：適</b></p>	総合通信局等	特定基地局の開設数（屋外）	特定基地局の開設数（屋内）	特定基地局の展開率	北海道	1,706局	34局	100.0%	東北	3,299局	69局	100.0%	関東	14,383局	210局	100.0%	信越	1,730局	26局	100.0%	北陸	982局	24局	100.0%	東海	5,657局	180局	100.0%	近畿	7,693局	173局	100.0%	中国	2,538局	62局	100.0%	四国	1,223局	33局	100.0%	九州	4,620局	102局	100.0%	沖縄	356局	0局	100.0%	全国	44,187局	913局	100.0%
総合通信局等	特定基地局の開設数（屋外）	特定基地局の開設数（屋内）	特定基地局の展開率																																																		
北海道	1,706局	34局	100.0%																																																		
東北	3,299局	69局	100.0%																																																		
関東	14,383局	210局	100.0%																																																		
信越	1,730局	26局	100.0%																																																		
北陸	982局	24局	100.0%																																																		
東海	5,657局	180局	100.0%																																																		
近畿	7,693局	173局	100.0%																																																		
中国	2,538局	62局	100.0%																																																		
四国	1,223局	33局	100.0%																																																		
九州	4,620局	102局	100.0%																																																		
沖縄	356局	0局	100.0%																																																		
全国	44,187局	913局	100.0%																																																		
<p>4 認定日から起算して6年を経過した日の属する年度末までに、全ての都道府県に1以上の特定基地局（屋内等に設置するものを除く。）を開設する計画を有していること。（開設指針 別表第二の4）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和12年度末（2030年度末）までに全ての都道府県において特定基地局の運用を開始</li> </ul> <p>認定日から起算して6年を経過した日の属する年度末までに、全ての都道府県において特定基地局の運用を開始することから、計画は適当と認められる。</p> <p style="text-align: center;"><b>評価：適</b></p>																																																				
<p>5 申請者が設置しようとする無線設備に関する技術的な検討、実験、標準化等の実績又は計画を有し、かつ、特定基地局に係る伝送路設備、交換設備、端末設備その他の運用に必要な電気通信設備の調達及び工事並びに当該電気通信設備の運用及び保守管理のために必要な技術要員の確保に関する計画並びにその根拠を有していること。（開設指針 別表第二の5）</p>	<p><b>1 技術検討・実験・標準化等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>これまでに5G NR方式に関する様々な技術検討や実証実験等を実施</li> <li>国際標準化団体等における移動通信システムの標準化活動実績を有し、Beyond 5Gを含めた標準化について、引き続き活動を実施</li> </ul> <p><b>2 電気通信設備の調達・工事</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>情報通信ネットワーク安全・信頼性基準（昭和62年郵政省告示第73号）並びに「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群（令和5年度版）」及び「IT調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」（平成30年12月10日関係省庁申合せ）に留意</li> </ul>																																																				

	<p><b>【端末設備】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定基地局と接続可能な端末の調達について、国内外への調達実績を有するベンダーとの協議を実施中</li> </ul> <p><b>【伝送路・交換設備等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中継回線は、自社のIPバックボーンサービス等を利用するほか、特定基地局から生成されるトラフィック信号は新たに5G向けに構築した設備の使用を計画</li> <li>・エントランス回線は、すでに開通済みのエントランス回線を活用するほか、必要に応じて増設を計画</li> <li>・交換設備（NSA）は、全体の加入者数、データトラフィック需要に基づき設備を調達</li> <li>・交換設備（SA）は、あらゆる要件を総合的に判断した上で、ベンダーを選定し、SA構成を利用する全体の加入者数、データトラフィック需要に基づき設備を調達</li> <li>・MEC技術やネットワークスライシング技術を導入</li> </ul> <p><b>【工事】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事業者と既存工事で構築した協力関係を維持</li> </ul> <p><b>3 電気通信設備の運用・保守</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現行サービスの運用保守に従事する技術要員（自社及び業務委託）により対応するとともに、4.9GHz帯設備の運用・保守・管理のトレーニングを運用開始前に完了（オペレーションセンター要員：262名、保守要員（自社）：866名、保守要員（委託先）：907名）</li> <li>・24時間体制での運用・監視を実施</li> </ul> <p>技術的な検討、実験、標準化等の実績及び計画を有しており、かつ、電気通信設備の調達及び工事並びに運用及び保守に関する計画を有し、その根拠として具体的な方法等が示されていることから、計画は適当と認められる。</p> <p style="text-align: center;"><b>評価：適</b></p>
<p>6 関係法令の規定に基づき、無線従事者の配置方針並びに電気通信主任技術者の選任及び配置に関する計画並びにその根拠を有していること。（開設指針 別表第二の6）</p>	<p><b>1 無線従事者</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現行サービスに従事する選任者が特定基地局も運用（61,626名を選任（令和11年度末（2029年度末）までに61,676人とする計画））</li> <li>・社内での資格取得支援制度等により更なる増員を図る</li> </ul> <p><b>2 電気通信主任技術者</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現行サービスに従事する選任者が特定基地局も運用（58名を選任）</li> <li>・社内での資格取得支援制度等により更なる増員を図る</li> </ul> <p>無線従事者及び電気通信主任技術者の配置に関する計画を有し、その根拠として資格保有者確保の方法が示されていることから、計画は適当と認められる。</p> <p style="text-align: center;"><b>評価：適</b></p>
<p>7 特定基地局の運用に必要な電気通信設備の安全・信頼性を確保するための対策（天災その他の災害及び事故の発生時における電気通信設備の障害及び通信のふくそうを防止し、又は最小限に抑えるための措置を含む。）に関する計画及びその根拠を有していること。（開設指針 別表第二の7）</p>	<p><b>1 人為ミスの防止対策の観点</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業計画段階におけるミスを防止するため、作成した手順書は管理職が確認した上で承認</li> <li>・手順書以外の手順による作業を禁止し、作業については、社員自ら又は社員監督下においてベンダーが実施</li> <li>・ミスやヒヤリ・ハット事案について原因・対策などを含めデータベース化し、関係者で共有（関連部門で連携して訓練し、スキル向上策を実施）</li> <li>・工事管理・法定点検等の作業にICTツールを活用（工事業者との効率的な連携、セキュリティも強化）</li> <li>・VRを活用した体感動画による安全カリキュラムを導入</li> </ul> <p><b>2 設備容量の確保対策の観点</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過去のトラフィックのトレンドや端末のシェア予測を踏まえ算出した</li> </ul>

需要予測に基づき設備容量を確保

- ・商用環境への適用前に行う事前の評価試験で、最新のトラヒックパターンに基づき負荷試験・過負荷試験を実施
- ・特定エリアのトラヒック集中に対して複数の設備で分散・平準化して処理し、容量面で十分余裕をもった運用を実施
- ・定期的な容量管理を行い、管理基準値を上回った場合には導入部門において設備の増強検討と導入を実施

### 3 ソフトウェアバグの防止対策の観点

- ・納入されたソフトウェアについて、導入する機能を中心に確認するベンダーの検証試験に加え、自社においてより商用環境に近い検証試験をそれぞれ実施
- ・検証済みのソフトウェアは、小規模な商用設備に先行適用して正常性を確認した上で、商用サービスを展開
- ・ソフトウェアに問題が確認された場合には、装置の再起動や切り離し、ソフトウェア切替え等を含む復旧対応を実施

### 4 その他情報セキュリティ対策等

- ・システム開発や物品調達に係るガイドラインを整備し、セキュリティ要件を策定（商用ネットワークや開発環境にも適用し、外部委託先にも遵守要求）
- ・情報セキュリティ基本規程、情報管理規程等を制定
- ・SoftBank CSIRTを設置、インシデント発生時の対応責任者、対応手順等に関する計画を事前に準備
- ・社員教育やインシデント訓練・演習を実施
- ・SOC（Security Operation Center）を設置し、セキュリティインシデントの未然防止や早期発見のため、サイバー攻撃などに対する監視を24時間365日体制で実施
- ・AIを利用した、従業員のPC利用等における不審なふるまいの検知を実施
- ・情報通信ネットワーク安全・信頼性基準（昭和62年郵政省告示第73号）並びに「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群（令和5年度版）」及び「IT調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」（平成30年12月10日関係省庁申合せ）に留意

### 5 災害・事故発生時の対策

- ・基地局の停電対策として、鉛バッテリーの設置や、72時間以上にわたる長時間停電対策として発電機及びリチウムイオンバッテリーの導入を実施
- ・事故発生時、支障規模によりランク分けし、中規模以上の事故が起きた場合は全社体制で復旧を実施
- ・中央監視のオペレーションを自動化し、AIを活用したアラーム分析を行うことで、復旧対処に必要なオペレーションの絞り込み時間を短縮化
- ・基幹網と交換設備間の伝送路を全ルートで冗長化
- ・基地局設備向けアクセス伝送路の冗長化を実施
- ・災害時・障害時対応のため移動無線車（96台）、可搬型基地局（293台）、移動電源車（91台）、可搬型発電機（約1,200台）、衛星回線、マイクロエントランス臨時専用線を配備
- ・災害時に移動基地局から通信を中継する気球無線中継システム（10台）を配備
- ・燃料備蓄タンク（8ヶ所）を配備、食料・物資・設備部材等を配備

### 6 基地局の強靱化

- ・災害時に重要な役割を果たす施設（都道府県庁、市区町村役場、災害拠点病院等）から順次、基地局の停電対策及び伝送路断への対策を実施
- ・令和12年度末（2030年度末）の通常受けている電力の供給が少なくとも72時間にわたり停止することを考慮しており、かつ、基地局と交換設備との間を接続する伝送路設備について予備の電気通信回線

を設置している無線設備の設置場所に関する計画は、次のとおり

総合通信局等	設置場所数
北海道	267箇所
東北	299箇所
関東	603箇所
信越	127箇所
北陸	145箇所
東海	508箇所
近畿	492箇所
中国	357箇所
四国	375箇所
九州	743箇所
沖縄	84箇所
全国	4,000箇所

安全・信頼性を確保するための対策に関する計画を有し、その根拠として、当該対策を既に実施するなどの実績がある及び具体的な対策方法が示されていることから、計画は適当と認められる。

**評価：適**

8 特定基地局開設料の1年当たりの金額が第8項第2号に規定する金額以上であること及び申請者が当該金額に係る資金確保の計画並びにその根拠を有していること。(開設指針 別表第二の8)

**1 特定基地局開設料の額**

・特定基地局開設料として、1年当たり48億円を納付

**2 資金の確保**

・事業により生み出されるキャッシュ・フロー及び自己資金を充当  
 ・令和5年度末(2023年度末)時点で約0.7兆円の利益剰余金を保有

特定基地局開設料の1年当たりの金額が、開設指針第8項第2号に規定する金額以上であり、特定基地局開設料に充てる資金の確保に関する計画を有し、その根拠として、キャッシュ・フロー計算書、貸借対照表、預金口座の残高証明書等が添付されていることに加え、監査法人においてそれらを検査したところ、財務的基礎について特段の問題は識別されなかったことから、計画は適当と認められる。

**評価：適**

9 特定基地局の運用による電気通信事業に要する費用に充てる資金の確保に関する計画及びその根拠を有していること並びに当該電気通信事業に係る損益に関する年度ごとの見通しにおいて、認定の有効期間中に営業利益の生じる年度(認定日から起算して16年を経過した日の属する年度までに限る。)があること及びその根拠を有していること。(開設指針 別表第二の9)

**1 設備投資額<sup>※</sup>**

・特定基地局の基地局設備への投資額  
 令和18年度(2036年度)までの累計額: 2,723億円  
 令和22年度(2040年度)までの累計額: 2,905億円  
 ・交換設備及び伝送路設備への投資額: なし

**2 資金の確保**

・事業により生み出されるキャッシュ・フロー及び自己資金を充当  
 ・令和5年度末(2023年度末)時点で約0.7兆円の利益剰余金を保有

**3 損益**

・令和22年度(2040年度)までのいずれの年度においても、営業損益は黒字

特定基地局の運用による電気通信事業に要する費用に充てる資金の確保に関する計画を有し、その根拠としてキャッシュ・フロー計算書、貸借対照表、預金口座の残高証明書等が添付されており、かつ、当該電気通信事業に係る損益は、令和22年度(2040年度)までのいずれの年度においても、単年度での営業利益を生じる計画を有し、その根拠として電気通信事業に係る損益計算書が添付されていることに加え、監査法人においてそれらを検査したところ、財務的基礎について特段の問題は識別されなかったことから、計画は適当と認められる。

**評価：適**

10 法令遵守のための対策、電気

**1 法令遵守**

<p>通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（令和4年個人情報保護委員会・総務省告示第四号）に適合した個人情報保護のための対策、電気通信役務についての利用者からの苦情及び問合せに対する適切かつ迅速な処理を行うこと、広告表示において通信速度及び当該通信速度に対応する電気通信役務の提供区域その他の電気通信役務の内容を利用者に明確に伝えること、別表第一の六三に規定する表示を導入することその他の電気通信事業の利用者の利益の保護のための対策並びに当該対策を実施するための体制の整備に関する計画並びにその根拠を有していること。（開設指針別表第二の10）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グループの行動指針、社内規程等が策定（申請書に添付）され、社内体制も整備</li> <li>・コンプライアンスに関する体制を維持し、社員への教育、啓発の充実及び業務点検等を実施</li> <li>・社内外からのコンプライアンス相談窓口を設置</li> <li>・社員や販売代理店への法令遵守に関する教育、研修等や内部監査を実施</li> <li>・反社会的勢力とは一切の関わりを持たない方針とし、不当要求などを受けた場合は、「反社会的勢力への対応に関する規程」（申請書に添付）にもとづき、警察等と連携し、断固として拒否</li> </ul> <p><b>2 個人情報保護</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン等に基づき社内規程等を策定（申請書に添付）</li> <li>・個人情報保護を含む情報セキュリティ対策を実施するため、社内に全体的な体制を構築</li> <li>・社員への情報セキュリティに関する教育・研修や業務委託先の調査等を実施</li> </ul> <p><b>3 利用者利益の保護</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・複数の問合せ窓口を用意</li> <li>・電話対応者及び販売店従業員の教育・研修を実施</li> <li>・広告表示について、法務部門等のチェックや外部機関への照会を実施</li> </ul> <p><b>4 3,600MHzを超える周波数を用いる5G通信を端末上で区別する表示</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3,600MHzを超える周波数を用いる5G基地局との通信中に、端末上で「5G+」と表示</li> <li>・3,600MHz以下の周波数を用いる5G基地局との通信と3,600MHzを超える周波数を用いる5G基地局との通信を端末上で区別する表示について、日本国内での共通仕様での導入に向けてO.Sベンダー、チップベンダー、端末ベンダー、他の既存事業者と協議</li> <li>・関係事業者の合意が得られ、端末における実装等の準備が整い次第導入</li> </ul> <p>法令遵守並びに個人情報及び利用者利益の保護のための対策並びに当該対策を実施するための体制の整備に関する計画を有し、その根拠として、社内規程（コンプライアンス規定、個人情報保護規定等）の添付、利用者利益の保護に係る具体的な施策の記載等があることから、計画は適当と認められる。</p> <p style="text-align: center;"><b>評価：適</b></p>
<p>11 負担可能額は740億円以上とし、申請者は当該負担可能額を確保できること及びその根拠を有していること。（開設指針別表第二の11）</p>	<p><b>1 負担可能額</b></p> <p>1,440億円</p> <p><b>2 資金の確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業により生み出されるキャッシュ・フロー及び自己資金を充当</li> <li>・令和5年度末（2023年度末）時点で約0.7兆円の利益剰余金を保有</li> </ul> <p>負担可能額は、開設指針別表第二の11に定める額以上であり、その根拠として、キャッシュ・フロー計算書、貸借対照表、預金口座の残高証明書等が添付されており、負担可能額を確実に確保する方法を示していることに加え、監査法人においてそれらを検査したところ、負担可能額について特段の問題は識別されなかったことから、計画は適当と認められる。</p> <p style="text-align: center;"><b>評価：適</b></p>
<p>12 終了促進措置に関する計画が、第5項の規定を遵守していること。（開設指針別表第二の12）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開設指針第5項の規定を遵守している旨を記載</li> </ul> <p>開設指針第5項の規定を遵守していることから、計画は適当と認められる。</p> <p style="text-align: center;"><b>評価：適</b></p>

<p>13 既設の無線局等の運用及び電波の監視を阻害する混信その他の妨害を防止するため、当該妨害の防止に係る対応を行う窓口の設置及び特定基地局の設置前に当該設置に係る情報交換若しくは協議の実施又は当該妨害を防止するための特定基地局の設置における無線設備へのフィルタの追加若しくは無線局の設置場所及び無線設備の空中線の指向方向の調整の実施による干渉の改善等の措置を行う計画並びにその根拠を有していること。 (開設指針 別表第二の13)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・干渉調整の窓口を通して調整を実施</li> <li>・干渉防止フィルタの挿入</li> <li>・サイトエンジニアリング（アンテナ設置位置の変更、アンテナタイプの変更、アンテナ指向方向の変更及びアンテナチルト角の調整等）</li> <li>・5.03GHzを超え5.15GHz以下の周波数を使用する航空移動（R）業務の用に供する無線局に対して、空港用地端からの離隔距離を確保</li> <li>・過去の実施した免許人との調整範囲の協議や干渉シミュレーションの実施等の経験をもとに干渉調整を円滑に実施</li> </ul> <p>既設無線局等への混信防止等を行う計画を有しており、その根拠として、干渉調整等の実績、具体的な対応策等が示されていることから、計画は適当と認められる。</p> <p style="text-align: center;"><b>評価：適</b></p>
<p>14 別表第一の七に規定する無線局に対し混信その他の妨害を防止するための計画及びその根拠を有していること。（開設指針 別表第二の14）</p>	<p>1 5 GHzを超え5.03GHz以下の周波数を使用する無線航行衛星業務の用に供する地球局及び人工衛星局</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地球局に対して、既存免許人との合意に基づき設定した調整範囲内の特定基地局設置場所について、干渉シミュレーション等を用いた調整を実施</li> <li>・人口衛星局に対して、干渉防止フィルタの挿入、サイトエンジニアリング等の対策を実施</li> </ul> <p>2 5.03GHzを超え5.15GHz以下の周波数を使用する航空移動（R）業務の用に供する無線局</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・干渉防止フィルタの挿入、空港用地端からの離隔距離の確保等の対策を実施</li> <li>・新たに航空用空港面移動通信システムが導入される場合は、関係者と混信その他の妨害の防止に関する情報交換又は協議を実施</li> </ul> <p>3 5 GHz帯無線アクセスシステムの既設の無線局</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・見通し外となる離隔距離が確保できない場合は、対象の既存免許人と協議を行い、合意の上で特定基地局を設置</li> </ul> <p>別表第一の七に規定する無線局への混信防止等を行う計画を有しており、その根拠として、干渉調整等の実績、具体的な対応策等が示されていることから、計画は適当と認められる。</p> <p style="text-align: center;"><b>評価：適</b></p>
<p>15 申請者が提供しようとする電気通信役務について、利用者の通信量需要に応じた低廉で、明瞭な、満足できる料金設定に関する計画及びその根拠を有していること。（開設指針 別表第二の15）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・データ通信の利用シーンや利用通信量等に応じた多様な料金プランの提供や効率的なネットワークの利活用を推進</li> <li>・利用者に対して、利用者保護ルールに基づいた適切な説明及び案内を行うなど、法令・ガイドラインの遵守を徹底</li> <li>・令和元年（2019年）9月に導入した改正法に適合したプラン以降の料金プランでは期間拘束は完全撤廃</li> <li>・令和4年（2022年）2月に、過去に提供していた契約期間がある料金プランの契約の解除料を撤廃</li> <li>・端末・回線非分離型の割引に関して、令和5年（2023年）9月末をもって解消</li> <li>・新料金プラン（令和3年（2021年）2月1日以降に提供を開始した料金プラン）への移行促進のために各種取組を実施</li> </ul> <p>利用者の通信量需要に応じた低廉で、明瞭な、満足できる料金設定に関する計画を有し、その根拠として具体的な料金設定等が示されていることから、計画は適当と認められる。</p> <p style="text-align: center;"><b>評価：適</b></p>
<p>16 O-RANアライアンスが定めるインターフェース仕様等のマルチベンダーによる相互接続性・相互運用性が確保される規</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・O-RANアライアンスが定めるインターフェース仕様に基づいた通信機器を採用済みであり、さらなるマルチベンダー化による相互接続性・相互運用性を実現すべく、検証計画を実施</li> <li>・上記検証の結果を踏まえながら、順次商用網への展開を拡大</li> </ul>

<p>格に基づく通信機器の採用等に向けた取組に関する計画及びその根拠を有していること。(開設指針 別表第二の16)</p>	<p>0-RANアライアンスが定めるインターフェース仕様等、マルチベンダーによる相互接続性・相互運用性が確保される規格に基づく通信機器の採用等に向けた取組に関する計画を有し、その根拠として、具体的な時期・方法等が示されていること、取組を実行している実績があることから、計画は適当と認められる。</p>
	<p><b>評価：適</b></p>
<p>17 申請者が次に掲げる要件を満たしていること。</p> <p>1 本開設指針に係る二以上の開設計画の認定の申請を行っていないこと。</p> <p>2 本開設指針に係る他の開設計画の認定の申請を行っている法人又は団体の役員ではないこと。</p> <p>3 申請者の役員が本開設指針に係る他の開設計画の認定の申請を行う法人又は団体に所属していないこと。</p> <p>4 次に掲げる者（申請者と地域ごとに連携する者を除く。）が、本開設指針に係る開設計画の認定の申請を行っていないこと。</p> <p>(一) 申請者の子法人等、親法人等又は親法人等の子法人等（申請者を除く。）</p> <p>(二) 他の法人又は団体の議決権の総数に対する申請者又は(一)に掲げる者が保有している議決権の数の合計の割合が五分の一を超え三分の一未満である場合であって、次の(1)及び(2)に掲げる場合における当該(1)及び(2)に定める者</p> <p>(1) 当該議決権の数の合計の割合の順位が単独で第一位である場合 当該他の法人若しくは団体又はその子法人等</p> <p>(2) 当該他の法人若しくは団体又はその子法人等との間において別表第一の12から4までに規定する通信を行う計画を有する場合 当該通信に係る当該法人若しくは団体又はその子法人等</p> <p>(三) 申請者又は申請者の親法人等の議決権の総数に対する他の法人若しくは団体又はその子法人等、親法人等若しくは親法人等の子法人等（当該法人又は団体を除く。）が保有している議決権の数の合計の割合が五分の一を超え三分の一未満である場合であって、次の(1)及び(2)に掲げる場合における当該(1)及び(2)に定める者</p> <p>(1) 当該議決権の数の合計の割合の順位が単独で第一位である場合 当該他の法人若しくは団体又はその子法人等、親法人等若しくは親法人等の子法人等（当該法人又は団体を除く。）</p> <p>(2) 当該他の法人若しくは団体又はその子法人等、親法人等若しくは親法人等の子法人等（当該法人又は団体を除く。）との間において別表第一の12か</p>	<p>・申請者は、開設指針別表第2の17に掲げる要件を充足</p> <p>※ 開設指針別表第2の17の要件に該当する他の申請者がいない旨を記載した書類の提出あり</p> <p>・申請者は、開設指針第10項第9号を遵守</p>

<p>ら4までに規定する通信を行う計画を有する場合 当該通信に係る当該他の法人若しくは団体又はその子法人等、親法人等若しくは親法人等の子法人等（当該法人又は団体を除く。）</p> <p>四 申請者の代表権を有する役員が他の法人又は団体の代表権を有する役員の地位を兼ねている場合における当該法人又は団体</p> <p>五 申請者の役員の地位を兼ねる他の法人又は団体の役員若しくは職員の数が、申請者の役員の総数の二分の一超である場合における当該法人又は団体</p> <p>六 他の法人又は団体の役員の地位を兼ねる申請者の役員若しくは職員の数が、当該法人又は団体の役員の総数の二分の一超である場合における当該法人又は団体</p> <p>5 第十項第九号を遵守することを示していること。（開設指針 別表第二の17）</p>	<p>申請者に関する条件を満たしていることから、計画は適当と認められる。</p> <p style="text-align: center;"><b>評価：適</b></p>
<b>電波法第27条の14第4項2～5号</b>	
<p>・ 開設計画が確実に実施される見込みがあること。（電波法第27条の14第4項第2号）</p>	<p>・ これまでも開設計画を遵守してきた実績があり、本開設計画の実施においても必要な社内体制を整備</p> <p>特定基地局の整備、資金の調達、社内体制の整備等の開設計画について当該計画の実績、根拠等が示されているほか、開設計画を実施するための認定期間中の人員配置計画が示されていることから、開設計画が確実に実施される見込みがあると認められる。</p> <p style="text-align: center;"><b>評価：適</b></p>
<p>・ 開設計画に係る通信系又は放送系に含まれる全ての特定基地局について、周波数の割当てが現に可能であり、又は早期に可能となることが確実であると認められること。（電波法第27条の14第4項第3号）</p>	<p>開設計画に係る通信系に含まれる全ての特定基地局について4,900MHzを超え5,000MHz以下の周波数を希望していることに加え、既存無線局への混信防止対策等が明示されていることから、周波数の割当てが可能であると認められる。</p> <p style="text-align: center;"><b>評価：適</b></p>
<p>・ その開設計画に係る特定基地局を開設しようとする者が第5条第3項各号（移動受信用地上基幹放送をする特定基地局を開設しようとする者にあつては、同条第1項各号又は第3項各号）のいずれにも該当しないこと。（電波法第27条の14第4項第4号）</p> <p>【電波法第5条3項】</p> <p>一 この法律又は放送法（昭和25年法律第132号）に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者</p> <p>二 第75条第1項又は第76条第4項（第4号を除く。）若しくは第5項（第5号を除く。）の規定により無線局の免許の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者</p> <p>三 第27条の15第1項（第1号を除く。）又は第2項（第4号及び第5号を除く。）の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者</p>	<p>第5条第3項各号のいずれにも該当しない。</p>

四 第76条第6項(第3号を除く。)の規定により第27条の18第1項の登録の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者	<b>評価：適</b>
・開設計画に係る特定基地局を開設計画しようとする者が電気通信事業法第9条の登録を受けていること又は受ける見込みが十分であること。(電波法第27条の14第4項第5号)	登録の年月日：平成16年(2004年)4月1日 登録番号：第72号
	電気通信事業法第9条の登録を受けている。 <b>評価：適</b>

以上の審査において、申請内容が絶対審査基準の各項目に適合していることから、絶対審査基準を満たしていると認められる。

上記の審査結果より、電波法第27条の14第6項の規定により、ソフトバンク株式会社に対して、4,900MHzを超え5,000MHz以下の周波数を指定して、開設計画を認定するものとする。

また、開設計画の認定に当たり、開設指針の趣旨等を踏まえ、次の条件を付することとする。

<認定の条件>

- 1 第5世代移動通信システム専用割り当てられた周波数の特性を十分に活用し、高速・大容量をはじめとする当該システムの特長を活かしたサービスの広範かつ着実な普及に努めるとともに、終了促進措置等が完了した地域から速やかにサービスの展開を図ること。
- 2 終了促進措置の実施に関して、多数の対象免許人等が、多様な用途に5GHz帯無線アクセスシステムを使用していることを踏まえ、対象免許人等との間で、丁寧かつ十分な合意形成を図り、円滑かつ着実な実施に努めるとともに、透明性の確保を十分に図ること。
- 3 令和6年能登半島地震等での被害による通信障害に鑑み、停電対策・輻輳対策や通信障害の発生防止等の電気通信設備に係る安全・信頼性の向上に努めること。特に、情報通信ネットワーク安全・信頼性基準（昭和62年郵政省告示第73号）も踏まえつつ、基地局の停電対策の更なる強化及び基地局と交換設備との間を接続する伝送路設備に係る予備の電気通信回線の設置を積極的に進めること。
- 4 移動通信システムが国民にとって重要な生活手段になっていることに鑑み、不感地域における基地局の着実な開設に努めること。
- 5 情報通信ネットワーク安全・信頼性基準並びに「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群（令和5年度版）」（令和5年7月4日サイバーセキュリティ戦略本部決定）及び「IT調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」（平成30年12月10日関係省庁申合せ）に留意し、サプライチェーンリスク対応を含む十分なサイバーセキュリティ対策を講ずること。
- 6 周波数の割当てを受けていない者に対する電気通信設備の接続、卸電気通信役務の提供その他の方法による特定基地局の利用の促進に努めること。特に、当該者の求めに応じた接続機能の開放（SA方式における機能の開放を含む。）及びGPRSトンネリングプロトコルが用いられる通信方式を用いて電氣的に接続する方法による特定基地局の利用の促進に一層努めること。
- 7 携帯電話の利用ニーズに対応した低廉で、明瞭な、満足できる料金設定を行うよう努めること。
- 8 既存免許人等が開設する無線局等との混信その他の妨害を防止するための措置を講ずること。